

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について (第15報)

1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(1) 市内

(2月15日公表時点)

陽性確認月	～令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月～	合計
患者数	37人	6人	4人	47人

(2) 県内

(島根県ホームページより 2月15日公表時点)

市町村	患者数	うち死亡者
松江市	181人	0人
出雲市	47人	0人
安来市	12人	0人
浜田市	10人	0人
雲南市	6人	0人
益田市	12人	0人
邑南町	1人	0人
県外	11人	0人
合計	280人	0人

※入院または宿泊療養中：7人

(3) 国内及び世界

(厚生労働省「報道発表資料」より 2月14日公表時点)

国等	患者数	うち死亡者
日 本	414,472人	6,912人
クルーズ船 (ダイヤモンド・プリンセス号)	712人	13人
その他の国 (192の国・地域)	108,120,225人	2,386,762人
合 計	108,535,409人	2,393,687人

新型コロナウイルス感染症国内発生動向 (報告日別新規陽性者数) 【2月14日公表時点】

(厚生労働省「報道発表資料」より)



【各都道府県で今後想定される感染状況とステージ移行を検知する指標】

6つの指標	【ステージ3】 感染急増	【ステージ4】 爆発的感染拡大
①病床のひっ迫具合 病床全体 重症者用病床	最大確保病床の占有率 1/5 以上 現時点の確保病床数 の占有率 1/4 以上	最大確保病床の 占有率 1/2 以上
②療養者数	人口 10 万人当たり 全療養者数 15 人以上	人口 10 万人当たり 全療養者数 25 人以上
③検査陽性率	10%	10%
④新規報告数	人口 10 万人当たり 15 人以上(1 週間)	人口 10 万人当たり 25 人以上(1 週間)
⑤直近 1 週間と先週 1 週間 の比較	直近一週間が多い	直近一週間が多い
⑥感染経路不明割合	50%	50%

○緊急事態措置対象地域（10都府県）及び島根県の医療提供体制等の状況

(厚生労働省ホームページより 2月12日公表時点)

	①病床のひっ迫具合		②療養者数 (人)	③検査陽性 率(%)	④新規報告 数(人)	⑤先週比 (倍)	⑥経路不明 率(%)
	病床全体	重症病床					
ステージ3	20%	20%	15人	10%	15人	1倍	50%
ステージ4	50%	50%	25人	10%	25人	1倍	50%
埼玉県	64.9	26.0	42.9	4.1	17.07	0.73	35.4
千葉県	67.9	24.4	58.5	7.3	17.78	0.65	56.3
東京都	53.0	99.6	41.8	5.5	23.40	0.70	49.7
神奈川県	43.9	28.9	18.8	6.1	13.81	0.62	40.8
岐阜県	35.7	20.3	16.9	4.8	8.81	0.87	13.8
愛知県	44.2	35.7	19.8	5.4	7.93	0.74	41.2
京都府	41.6	22.1	31.8	3.5	7.55	0.43	30.2
大阪府	51.2	51.3	34.9	4.5	11.99	0.61	46.4
兵庫県	55.4	56.7	18.1	5.4	8.95	0.59	34.0
福岡県	66.4	34.5	31.2	4.0	12.23	0.76	39.4
島根県	5.5	0.0	2.1	2.2	1.04	0.37	18.2

2. 市の主な対応状況

(1) 市対策本部会議 等

出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（計26回開催）（2月14日現在）

※参考：これまでの本部設置状況

令和2年1月30日	出雲市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置（計3回開催）
3月4日	出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
4月7日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行
5月25日	緊急事態宣言解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行
令和3年1月8日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行

※特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

(2) 市民等への情報提供、注意喚起

①市長記者会見

(4/16, 25, 30 5/7, 20 6/2, 12 7/15, 27 8/24 9/4, 30 11/20 2/18, 23 1/22 2/9)

②市長メッセージの発出

(4/8, 10, 14, 20, 25, 27 5/15, 28 6/19 7/15, 28 8/10, 14 11/26 12/6, 7, 14, 25 1/8, 14, 15 2/9)

③各広報媒体での周知

(広報いずも(6月1日臨時号、10月20日別冊特集号)、新型コロナウイルス感染症対策啓発広報紙(12月18日)、市ホームページ、SNS、いずも防災メール、ケーブルテレビ文字放送、防災行政無線、有線放送)

④新型コロナウイルス感染症対策の啓発用CM動画(11月30日から放送)

⑤関係団体等への情報提供、注意喚起

⑥新型コロナウイルス感染症患者が確認された市内店舗の利用者に、感染拡大防止に関する呼びかけ(12月14日～1月8日、1月14日～28日、2月9日～)

(3) 市民、関係団体等からの相談件数

(2月10日現在)

相談内容	相談窓口	～12月末	3年1～2月
健康一般相談	健康増進課	789件	37件
ワクチン接種に関すること	健康増進課	0件	6件
特別定額給付金に関すること	政策企画課	約9,044件	1件
町内会、自治会活動に関すること	自治振興課	38件	0件
小学校、中学校に関すること	教育政策課	332件	4件
保育所、幼稚園に関すること	保育幼稚園課	367件	8件
スポーツ、文化活動に関すること	文化スポーツ課	48件	3件
雇用に関すること	産業政策課	26件	0件
中小企業への支援に関すること	商工振興課	2,177件	136件
市税・保険料の徴収猶予等の相談	収納課、保険年金課 高齢者福祉課	825件	65件
水道料金、下水道使用料の支払猶予等の相談	営業総務課 斐川宍道水道企業団	34件	1件
市営住宅の減免に関すること	建築住宅課	26件	0件
市営住宅の提供に関すること	建築住宅課	7件	1件
その他(防災安全課、各行政センター等)		366件	0件
合計		約14,079件	262件

※一般相談窓口の開設曜日・時間

期間	開設時間	
4月10日～4月24日	平日	8:30～17:00
4月26日～5月17日	土日休日含む	8:30～20:00
5月18日～7月14日	平日	8:30～17:00
7月15日～8月16日	土日休日含む	8:30～20:00
8月17日～12月5日	平日	8:30～17:00
12月6日	日曜	13:30～20:00
12月7日～12月14日	平日・土日	8:30～20:00 (土日は8:30～17:15)
12月15日～ 現在	平日	8:30～17:15

(4) ワクチン接種に向けた対応

- ・新型コロナウイルスワクチン接種に向けた準備チームを設置 (1月14日)
- ・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種実施本部を設置 (2月1日)

(5) 庁舎及び公共施設における感染予防対策

- ・庁舎及び施設内のドアノブ、手すり、エレベータなどの消毒、定期的な換気の実施
- ・窓口等に飛沫防止用ビニールカーテン、アクリル間仕切りの継続
- ・職員等に対し、感染防止策 (マスク着用、手洗いの徹底)、出勤前の検温、毎日の行動記録を記載するなどの健康管理を徹底、接触確認アプリ (COCOA) の導入、会合・会食は、利用施設での換気や消毒など感染防止策が講じられている場所を利用

(6) 市の公共施設等の対応

①キャンセル対応

新型コロナウイルス感染症を理由とした公共施設のキャンセルについて、当分の間、使用料を求めない。

②市が主催するスポーツ・文化イベント等の開催、中止、延期、規模縮小等の判断目安の期間の延長について (11月27日)

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする (両方の条件を満たす必要)。

時期	収容率		人数上限
12月1日 ～2月28日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	
	100%以内 〔 席がない場合は 適切な間隔 〕	50% (※) 以内 〔 席がない場合は 十分な間隔 〕	

③市内での感染症患者確認を踏まえた公共施設の臨時休館等

ひらた健康福祉センター健康教育部門：令和2年12月12日から当分の間

3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係予算

①令和元年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	計上項目	内容	金額
3月専決	繰越明許費の追加	私立認可保育所における保健衛生用品等の購入費補助	26,500

②令和2年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	補正予算額	内容	内訳
【第1弾】 5月補正 (第1回)	17,900,000	①特別定額給付金事業	17,599,000
		②子育て世帯臨時特別給付金事業	263,500
		③小・中学校及び幼稚園における保健衛生用品等の購入費	37,500
【第2弾】 5月補正 (第2回)	1,300,000	①中小企業緊急支援給付金事業	520,000
		②地域商業等再起支援事業	100,000
		③商工団体等事業継続支援活動補助	10,000
		④中小企業融資資金貸付事業	10,000
		⑤農林水産物販売活動支援事業	5,000
		⑥生活資金支援給付金事業	18,000
		⑦住居確保困難者支援給付金事業	2,700
		⑧ひとり親世帯等臨時給付金事業	88,000
		⑨就学援助事業	10,000
		⑩ICT教育環境整備事業	577,600
		⑪学力向上推進事業	6,000
		⑫新型コロナウイルス感染症対策基金積立	1,000
		⑬庁舎等管理費	7,900
	減額補正	▲56,200	
【第3弾】 6月補正 (第4回)	1,000,000	①中小企業緊急支援給付金事業	310,000
		②タクシー事業者等特別支援給付金事業	20,000
		③宿泊施設特別支援給付金事業	55,400
		④事業者向け相談窓口設置事業	7,000
		⑤飲食店感染症予防支援事業	8,000
		⑥出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業	286,000
		⑦観光業応援クーポン券発行事業	160,000
		⑧Go To 出雲キャンペーン事業	20,000
		⑨防災対策費	50,000
		⑩デジタルファースト推進事業	15,000
		⑪妊産婦支援給付金事業	46,800
		⑫障害者総合支援法施行事業	7,800
		⑬意思疎通支援事業	1,000
		⑭小学校管理費・中学校管理費	13,000

【第4弾】 7月補正 (第5回)	2,000,000	①地域商業等再起支援事業（追加）	600,000
		②出雲の飲食店応援プレミアム付食事券 発行事業（追加）	270,000
		③国・ひとり親世帯等臨時給付金事業	245,000
		④各種児童福祉施設管理運営費	98,000
		⑤生活資金支援給付金事業（追加）	36,000
		⑥ICT教育環境整備事業（追加）	464,000
		⑦校舎リフレッシュ事業	176,500
		⑧学校図書館活用事業	15,000
		⑨小・中学校及び幼稚園における保健衛生 用品等の購入費（追加）	45,400
		⑩会計年度任用職員等任用費	1,700
		⑪各種指定管理施設管理運営費	48,400
【第5弾】 9月補正 (第7回)	400,000	①一畑電車活性化事業	53,400
		②出雲生活バスサービス事業	77,150
		③出雲空港整備利用促進事業	3,350
		④冬の出雲誘客キャンペーン事業	100,000
		⑤修学旅行費支援事業	18,000
		⑥保育所・放課後児童クラブ等従事者応援 協力金事業	131,700
		⑦乳幼児健康診査事業	2,900
		⑧新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 啓発事業	9,500
		⑨新型コロナウイルス感染症対策基金積立 (追加)	4,000
【第6弾】 12月補正 (第8回)	240,000	①各種指定管理施設管理運営費	99,800
		②民間譲渡施設特別支援給付金事業	5,000
		③市長・市議会議員選挙費	3,300
		④地域生活支援事業等受入体制強化事業	8,600
		⑤生活資金支援給付金事業（追加）	26,000
		⑥私立認可保育所特別事業補助	23,000
		⑦校舎リフレッシュ事業（小学校・中学校）	202,600
		⑧決算見込に基づく減額補正	▲128,300
1月専決	980,000	新型コロナウイルスワクチン接種事業	
		①接種体制確保経費 190,000 ②ワクチン接種費用 790,000	980,000

令和2年度(国民健康保険事業特別会計)

(単位:千円)

予算時期	補正予算額	内容	内訳
【第5弾】 9月補正 (第1回)	8,000	国民健康保険料減免に伴う過年度保険料還 付金	8,000

(2) 各種支援事業の給付状況等

○実施中の事業

(2月8日現在 金額単位：円 執行率：%)

事業名	事業開始日	申請受付終了日	件数	金額	予算執行率
住居確保給付金	平成27年 4月1日	未定	27	4,500,140	100.0
出雲市中小企業信用保証料補助金	4月1日	3月31日	118	15,383,617	54.9
水道料金・下水道使用料の支払猶予	5月1日	未定	33	464,348	—
後期高齢者医療保険料の減免	5月1日	未定	8	827,880	—
傷病手当金	5月12日	3月31日	0	0	—
市営住宅家賃の減免	5月21日	未定	8	181,800	—
生活資金支援給付金	5月26日	3月31日	888	72,355,000	75.9
出雲市商工団体等事業継続支援活動補助金	5月26日	3月20日	15	8,909,000	89.1
農林水産物販売活動支援補助金	5月26日	3月31日	9	5,000,000	100.0
国民健康保険料の減免	6月18日	3月31日	138	35,346,806	—
介護保険料の減免	6月18日	3月31日	65	5,293,925	—
在宅障がい者等相談支援事業	7月1日	3月31日	0	0	0
各種児童福祉施設管理運営費加算(児童クラブ等)	8月1日	3月31日	54	50,799,502	83.3
ひとり親世帯等臨時給付金(国制度)	8月3日	2月28日	3,654	235,860,000 (2月末支払予定金)	99.8
出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業	8月7日	食事券使用期限 3月31日	販売組数 100,000	各世帯向け発行金額 500,000,000	食事券発行率 100.0
出雲市飲食店感染症予防支援事業(店舗向けステッカー交付事業)	8月26日	3月31日	申請店舗数 210	委託料 8,000,000	100.0
出雲生活バスサービス事業補助金	9月25日	3月31日	0	0	0
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	9月26日	3月31日	1	500,000	10.0
修学旅行費支援事業	10月13日	3月31日	2	551,908	3.1
冬の出雲誘客キャンペーン事業	10月22日	3月31日	—	94,631,400	94.6
保育所・放課後児童クラブ等従事者応援協力金事業	12月18日	3月1日	2,405	120,250,000 (2月末支払予定金)	94.1
各種指定管理施設管理運営費(収支不足分)	12月21日	3月31日	15	53,065,675	53.2
地域生活支援事業等受入体制強化事業補助金	12月21日	3月31日	5	895,480	10.4
私立認可保育所特別事業補助金	12月25日	3月5日	40	11,171,334 (2月末支払予定金)	18.3

事業名	事業開始日	申請受付終了日	件数	金額	予算執行率
病児・病後児保育事業補助金	12月25日	2月19日	5	2,340,991 (2月末支払予定金)	39.0
民間譲渡施設特別支援給付金事業	1月4日	3月1日	5	5,000,000	100.0

○申請受付が終了した事業

事業名	事業開始日	申請受付終了日	件数	金額	予算執行率
特別定額給付金事業	5月7日	8月21日	66,932	17,463,400,000	99.9
児童クラブ利用自粛・閉所時保護者負担金の減免	5月8日	6月30日	762	664,925	—
保育所登園自粛・閉所時保育料の減免	5月8日	6月30日	2,604	14,311,520	—
徴収猶予（個人）	5月14日	2月1日	62	14,837,293	—
徴収猶予（法人）	5月14日	2月1日	61	168,867,800	—
住居確保困難者支援給付金	5月26日	8月13日	22	1,980,000	73.3
出雲市中小企業等緊急支援給付金	5月26日	2月1日	3,557	478,900,000	58.1
子育て世帯臨時特別給付金事業	6月1日	9月30日	13,609	239,960,000	99.9
就学援助事業（昼食費補助）	6月1日	8月31日	1,728	13,771,000	100.0
地域商業等再起支援事業補助金	6月15日	11月30日	1,131	559,771,000	80.0
妊産婦支援給付金事業	6月30日	1月31日	2,179	43,520,000 (2月末支払予定金)	96.4
宿泊施設特別支援給付金	7月1日	9月30日	63	46,500,000	100.0
タクシー事業者等特別支援給付金	7月1日	9月30日	16	20,750,000	100.0
ひとり親世帯等臨時給付金（市制度）	7月8日	支給終了 7月31日	1,230	81,160,000	95.5
各種指定管理施設管理運営費（キャンセル料免除減収分）	7月31日	8月31日	49	43,718,000	90.3
観光業応援クーポン発行事業	8月1日	クーポン券使用期限 12月31日	配付組数 50,000	宿泊者向け配付金額 150,000,000	配付率 100.0
一畑電車沿線地域対策協議会負担金	9月25日	11月16日	1	53,404,000	100.0
21世紀出雲空港整備利用促進協議会負担金	9月25日	10月26日	1	3,350,000	100.0
令和3年度固定資産税・都市計画税の減額	1月4日	2月1日	559	—	—

(3) 新型コロナウイルス感染症対策寄附金の募集

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や地域経済活動等を支援する事業に活用するため、寄附金を募集（6月1日～）

(2月8日現在 金額単位：円)

事業名	件数	金額
新型コロナウイルス感染症対策寄附金	79	5,071,344

4. 市内の状況

(1) 各部局が把握している市内の状況

部局	市内の状況（影響）
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の状況（2月8日現在） (1)出雲縁結び空港： <ul style="list-style-type: none"> JAL東京線 2往復運航 大阪線 運休 福岡線 出雲発1便のみ運航 隠岐線 通常運航中 FDA名古屋線 1往復運航 静岡線・仙台線・神戸線 運休 (2)JR：通常どおり運行中（※特急列車は一部運休） (3)一畑電車：通常どおり運行中 (4)高速・空港連絡・観光バス：一部運休 (5)市内路線バス：通常どおり運行中
総務部	<p>【市内の私立高校・中学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、マスク等の対策を徹底。生徒・教員の毎日の検温を義務付け ・休み時間の窓開け換気も継続して実施 <p>【市内の専門学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外者との会食は飲酒の有無に関わらず自粛、5人以上の飲食を控えるよう指導 ・緊急事態宣言対象区域に滞在した場合は、PCR検査を受検し、陰性確認後に登校するよう指導（出雲コアカレッジ） ・職員の出勤は交代制とし、7割程度に調整（出雲医療看護専門学校） <p>【島根大学医学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒を伴う会食は自粛、5人以上の飲食は控えるよう指導 ・学生のキャンパスへの入構は原則禁止を継続中、実習を除いてオンライン授業 ・実習生は、全員に抗原定量検査を受検させる。 ・学生の帰省は極力控えるよう指導し、移動する際は、移動届の提出を義務付け ・学校指定の「感染注意地域」からの来県者との接触や、同地域への移動は極力控え、やむをえず移動した場合は、帰県後10日間は自宅待機し健康観察する。 <p>【島根県立大学出雲キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒を伴う会食は、人数に関わらず禁止。飲酒しない会食も自粛し、会食する場合は4名以下で短時間とする。 ・帰省や受験等で移動をする際は、事前に移動予定（理由・期間・移動先）を提出し、帰県後2週間は自宅待機し、毎日の健康観察と感染症対策を徹底 ・学校指定の「感染注意地域」からの来県者との接触や、同地域への移動は極力控える。同居家族が同地域へ移動した場合、帰県後2週間は当該同居家族との接触を避け、感染予防に努める。

<p>財政部</p>	<p>【日曜納税相談の状況】</p> <p>① 8月2日(相談者：5名)、② 9月6日(相談者：3名)、 ③10月4日(相談者：2名)、④11月1日(相談者：7名)、 ⑤12月6日(相談者：4名)、⑥1月10日(相談者：1名)</p> <p>※ 4月5日、5月10日、6月7日、7月5日は中止</p> <p>【建設工事、測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加有資格者名簿の延長】</p> <p>・令和3・4年度の名簿作成に係る定期申請を予定していたが、申請者向けの説明会や審査作業等の円滑かつ確実な実施が見込めないため、入札参加有資格者名簿の有効期間を1年間延長した。</p> <p>【市・県民税申告相談】</p> <p>・市・県民税申告相談(令和3年2月16日～3月15日)では、各会場で入場整理券(相談時間を指定)を発行し、会場の密を回避する。</p>
<p>健康福祉部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に休業している福祉サービス提供事業所 なし(2/8時点) ・自主的に休業している介護保険サービス事業所 なし(2/8時点) ・緊急小口資金(特例)申請数 641件(2/8時点) ・総合支援資金(特例)申請数 404件(2/8時点) ・住居確保給付金 申請数 28件(2/8時点) ・「通いの場(91団体)」について、27団体が活動を自粛中(2/8時点) ・介護予防・日常生活支援総合事業の通所事業においては事業休止なし(2/8時点)
<p>子ども未来部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター：各施設が最大限感染症対策に努めながら、通常どおり開所している。
<p>市民文化部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力を理由に避難している方の特別定額給付金の申立に関する相談件数：22件 ・出雲弥生の森博物館・荒神谷博物館は、博物館・史跡公園のガイド対応人数制限を設けているほか、移動制限等発令地域からの来館者に対しては、ガイドを見合わせている。また、手で触れることのできる展示の一部を休止している。 ・令和3年1月10日に開催予定であった出雲市成人式を延期。開催時期は検討中
<p>経済環境部</p>	<p>(1) 市内の経済状況</p> <p>① 商工業への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショッピングセンターの食品部門では、1月の売上は、帰省客減による年始のオーダブル、土産物等の落ち込みや大雪などの悪天候により、前年より若干減となっている事業者がある。 ・ホームセンターでは、1月の売上は前年より若干増となっている店がある。この店では、コロナ対策の亚克力パーテーションや石油ストーブ等の暖房用品の販売が好調であったとのことである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊・飲食関係を主な納入先とする食料品卸売業は、GoTo トラベル停止や飲食店の利用低迷により、1月の売上が前年比4割程度の事業者がある。この事業者は現状の事業継続では経営の好転が難しいことから業態転換を検討している。 ・昼夜で営業している飲食店では、昼の売上は前年と同程度だが、夜の売上は宴会や会合の減少により前年比2割程度となっている事業者がある。 ・出雲市駅前の居酒屋やスナックなどでは、各店舗の1月の売上は、前年の1割から2割程度がほとんどのことであり、予約がなければ開けない店もある。この状況がさらに長引けば事業継続が困難になるとする事業者もある。 ・大型宴会場を有している施設では、引き続き、宴会利用がほとんどなく、会議室利用もわずかとしている事業者がある。 ・自動車関連を含め、製造業においては、操業度や売上が概ね回復傾向にある。 ・建設業においては、5か月連続で、前月比、前年同月比、今後3か月予測ともに同程度と見通しを立てている事業者がある。〔出雲商工会議所の1月期経済動向調査報告〕 <p>② 観光への影響</p> <p>出雲大社周辺の観光入込客数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月 前年比約5割 ・7月 4連休の影響もあり、前年比約8割まで回復 ・8月 今夏のお盆は、帰省を自粛する、不要不急の外出を自粛するムードがあり、前年比約6～7割程度 ・9月 前年比約8割 ・10月 GoTo トラベル「地域共通クーポン」開始の効果もあり、前年並みまで回復 ・11月 前月から引き続き前年並みを維持 ・12月 前年並みを維持 ・1月 悪天候の影響や緊急事態宣言（11都府県）の発令により、前年比3割程度 <p>(2) 市内の雇用情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月の有効求人倍率は、1.42で前月（1.41）を0.01ポイント上回ったが、前年同月比では0.61ポイント下回った。 ・12月の人員解雇数は、7事業所12人で減少傾向にあるが、引き続き注視が必要。 ・島根労働局が示す県内の雇用情勢判断は、4月以降「注意を要する状況にある」とする判断が、9か月間続いている。
<p>農林水産部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産関連の取引価格は、東京市場の下落から今後低下することが危惧される。 ・切花の価格は、需要減少から価格低下が危惧されている。 ・木材価格や製紙用チップ・合板用原木の出荷量が低迷していたが、回復傾向 ・中央出荷される魚介の需要減少により、魚価は低迷
<p>都市建設部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部発注済み工事に対する建設事業者からの工期延期や資材調達等に関する相談なし ・市営住宅の家賃減免、提供に関する相談受付中

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校について 各校が、授業、学校行事、部活動の実施に際し、最大限感染症対策に努めている。 なお、1月8日から緊急事態宣言の実施が行われた区域への教職員の出張は命令しないととも、私的な場合においても、当該区域はもとより感染者が多い都道府県への不要不急の移動を自粛するよう求めている。
消防本部	<p>消防団の活動について（感染予防対策を徹底する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害活動、車両点検、ポンプ点検及び警戒巡回を実施する。 ・原則、会議については実施しないものとするが、人事に関するものは実施可とする。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道使用料の支払猶予の相談受付中
総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「発熱外来・検査センター」の設置（12月1日から運用開始） ※発熱患者の診療、検査（2月11日時点 受診件数 164件） ・病棟においては原則面会禁止（12月7日から当分の間） ・PCR 自費検査（2月22日から平日午後に予約制で実施）

5. 国の主な対応状況

(1) 政府対策本部等

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部設置（1月30日）
- ②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定（2月25日）
- ③政府対策本部会議：計55回開催（2月14日現在）
- ④政府専門家会議：計17回開催（7月3日廃止）
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策分科会：計24回開催（2月14日現在）

(2) 法改正、緊急事態宣言、基本的対処方針

①法改正

法律名	公布日 施行日	主な改正点
新型インフルエンザ等対策特別措置法	R2. 3. 13 R2. 3. 14 R3. 2. 3 R3. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症について、暫定的に新型インフルエンザ等とみなす。 ・「まん延防止等重点措置」を創設 ・「緊急事態宣言中」又は「重点措置中」の施設の使用制限等々の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の罰則(過料)を規定 ・事業者及び地方公共団体等に対する支援に必要な財政上の措置を講ずる。 ・差別防止に係る国及び地方公共団体の責務規定を設ける。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	R3. 2. 3 R3. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」として位置づける。 ・宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を新設 ・正当な理由なく入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合の罰則(過料)を規定 ・積極的疫学調査について、正当な理由なく調査を拒むなどした場合の罰則(過料)を規定
検疫法	R2. 12. 9 R2. 12. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の政令指定の期限について、1年以内に限り延長できるようにする。
	R3. 2. 3 R3. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所長による宿泊療養及び自宅療養の協力要請を法的に位置づける。
予防接種法	R2. 12. 9 R2. 12. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスのワクチン接種について、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施する。 ・接種に係る費用は国が負担する。

②緊急事態宣言

内容	年月日	対象期間	対象地域
宣言発令	令和2年 4月7日	～5月6日	東京都、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県
区域変更	4月16日	～5月6日	対象地域：全都道府県 特定警戒都道府県：13都道府県 東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県

期間延長	5月4日	～5月31日	対象地域：全都道府県（変更なし） 特定警戒都道府県：13都道府県（変更なし）
区域変更	5月14日	～5月31日	対象地域：東京都、大阪府、北海道、埼玉県、 千葉県、神奈川県、京都府、兵庫県 特定警戒都道府県：上記8都道府県
区域変更	5月21日	～5月31日	対象地域：東京都、北海道、埼玉県、千葉県、 神奈川県 特定警戒都道府県：上記5都道府県
宣言解除	5月25日		
宣言発令	令和3年 1月7日	1月8日 ～2月7日	対象地域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
区域変更	1月13日	1月14日 ～2月7日	対象地域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、 栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、 兵庫県、福岡県
期間延長 及び 区域変更	2月2日	2月8日 ～3月7日	対象地域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、 岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、 福岡県

③基本的対処方針

【主な変更内容】（2月12日変更）

<p>(1)まん延防止等重点措置</p> <ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置の実施 都道府県の特定区域において感染が拡大し、都道府県全域に感染が拡大に するおそれがあり、医療提供体制に支障を生じるおそれがあると認められる事態 が発生していることを踏まえ、政府対策本部長が総合的に判断する。 まん延防止等重点措置の終了 都道府県の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況を踏まえ政 府対策本部長が総合的に判断する。 重点措置区域における取組等 感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知 事が定める期間及び区域において、飲食店に対する営業時間の短縮を要請 イベントについて、主催者に人数の上限や収容率等要件に沿った開催を要請 <p>(2)予防接種</p> <ul style="list-style-type: none"> 接種は、厚生労働相の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において実施 予防接種の実施体制や接種順位等については、「ワクチン接種について」（2月9 日）を踏まえて実施 政府は、国民にワクチンの安全性や有効性の情報を提供するなど、国民が自らの 意思で接種の判断を行えるよう取り組む。 <p>(3)医療等</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等は、関係法令に基づき、地域の感染状況を踏まえ、適切に入院勧告・ 措置を運用する。入院措置に正当な理由なく応じない場合や入院先から逃げた場 合の罰則は、患者の人権に十分に配慮し、慎重に運用する。
--

(3) ワクチン確保・接種に係る取組

①ワクチンの確保の状況

供給元	承認申請日	承認日	内 容
モデルナ社 (米国)	—	—	令和3年上半期に4,000万回分、令和3年第3四半期に1,000万回分
アストラゼネカ社 (英国)	令和3年 2月5日	—	令和3年当初から1億2,000万回分 (うち約3,000万回分については今年 の第1四半期中に供給)
ファイザー社 (米国)	令和2年 12月18日	令和3年 2月14日	令和3年内に約1億4,400万回分

②新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について (2月9日)

【実施体制】

- ・接種は、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において実施
- ・ワクチン接種に係る費用は、国が必要な財政措置

【接種順位】

- ・1)医療従事者、2)高齢者、3)基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者
4)その他の者 (ワクチン供給量や地域の実情等と踏まえて順次接種)

【健康被害救済制度】

- ・ワクチン接種によって健康被害が生じた場合は、法に基づき必要な救済措置

【広報】

- ・ワクチンの有効性及び安全性についての情報を提供するなど、幅広くワクチン接種への理解を得るとともに、国民が自らの意思で接種の判断ができるように取組

③新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き

(策定：12月17日策定、改定：1月15日、2月9日)

④新型コロナワクチンに関するコールセンターの開設 (2月15日)

(4) 感染拡大防止対策・医療提供体制の整備 (第14報以降の主なもの)

①新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センターの設置 (1月20日)

②「雇用調整助成金の特例措置」及び「休業支援金・給付金の対象期間」について、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長

③医療機関・高齢者施設等における「検体プール検査法」「無症状者に対する抗原簡易キットによる検査」を行政検査として実施可能とする (1月22日)

④Go To トラベルの全国的な旅行に係る一時停止措置を3月7日まで延長 (2月2日)

⑤所得税、贈与税及び個人事業者の消費税について、申告(納付)期限を4月15日まで延長 (2月2日)

⑥抗体保有調査《第2回》の実施 (12月14日～25日)

無作為抽出の一般住民 計15,043名 (東京都、大阪府、宮城県、愛知県、福岡県)

保有率:東京都0.91%、大阪府0.58%、宮城県0.14%、愛知県0.54%、福岡県0.19%

参考:第1回結果(令和2年6月実施):東京都0.10%、大阪府0.17%、宮城県0.03%

(5) 緊急対応策、緊急経済対策、補正予算

対策・予算	財政規模	概要
緊急対応策【第1弾】 (令和2年2月13日)	予備費 103 億円を講じ、総額 153 億円の対応	・帰国者等への支援、・国内感染対策の強化 ・水際対策の強化、・影響を受ける産業等への緊急対応、・国際連携の強化等
緊急対応策【第2弾】 (3月10日)	財政措置： 約 0.4 兆円 金融措置： 総額 1.6 兆円	・感染拡大防止策と医療提供体制の整備 ・学校臨時休業に伴って生じる課題への対応 ・事業活動の縮小や雇用への対応 ・事態の変化に即応した緊急措置等
緊急経済対策 (4月7日) (4月20日変更)	財政支出： 48.4 兆円程度 事業規模： 117.1 兆円程度	・感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 ・雇用の維持と事業の継続 ・次段階として官民を挙げた経済活動の回復
第1次補正予算 (4月30日成立)	補正額： 約 25.7 兆円	・強靱な経済構造の構築 ・今後の備え
第2次補正予算 (6月12日成立)	補正額： 約 31.9 兆円	・雇用調整助成金の拡充等、・資金繰り対応の強化、・家賃支援給付金の創設、・医療提供体制の強化 ・その他の支援（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、低所得のひとり親世帯への追加的な給付、持続化給付金の対応強化、その他） ・新型コロナウイルス感染症対策予備費
「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (12月8日閣議決定)	財政支出： 40.0 兆円程度 事業規模： 73.6 兆円程度	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 ・ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 ・防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保
第3次補正予算 (1月28日成立)	補正額： 約 19.1 兆円	

○新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（閣議決定）

月 日	内 容	支出額
5月19日	学生支援緊急給付金の創設	531 億円
5月26日	医療用マスク・ガウン等の優先配布、診療報酬上の特例的な措置	1,839 億円
8月7日	持続化給付金、個人向け緊急小口資金等の特例貸付、検疫体制の強化	1兆1,257 億円
9月8日	ワクチンの確保	6,714 億円
9月15日	検査体制の抜本的な拡充、医療提供体制の確保、ワクチンの確保等、個人向け緊急小口資金等の特例貸付等	1兆6,386 億円
10月16日	雇用調整助成金、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金、農林漁業者の経営継続補助金	5,492 億円
12月11日	Go To トラベル期間延長、ひとり親世帯臨時特別給付金	3,856 億円
12月25日	更なる病床確保のための緊急支援、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	4,862 億円
1月15日	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	7,418 億円
2月9日	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、一時支援金、PCR検査による感染拡大の端緒の早期探知	1兆1,373 億円
予備費残額		2兆6,771 億円

6. 県の主な対応状況

(1) 県対策本部等

- ①危機管理対策本部の設置 (1月30日)
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく島根県対策本部の設置 (3月26日)
 県対策本部会議：計23回開催 (2月14日現在)

(2) 感染拡大防止策・医療提供体制の整備の主な取組

- ①しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」の設置
 (一般相談と帰国者・接触者相談センターの電話番号を一本化) (6月1日～)
- ②島根県病床確保計画の策定 (7月9日公表)
 - ・入院病床：200床＋予備53床 (指定医療機関及び入院協力病院：22機関)
 - ・宿泊療養：98室 (玉造国際ホテル45室、県立少年自然の家20室、
 県立青少年の家サンレイク33室)
 - ・病床使用率 (2月14日24時時点)

入院者数	現在の確保即応病床数	病床使用率	確保病床数	病床使用率
8人	198床	4.0%	253床	3.2%

- ③今冬のインフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制の整備 (11月1日～)
- ④県立中央病院の救急外来に発熱患者用診察室を整備 (12月25日)
- ⑤新型コロナウイルスのワクチン接種支援班を設置 (1月14日)
- ⑥基礎疾患を有する一都三県在住の島根県出身者等への帰省支援 (2月1日～3月6日)
- ⑦厚生労働省に対して、積極的疫学調査の重点化 (対象範囲の縮小) に係る実施状況の調査と、その結果の情報提供を要請 (2月3日)
- ⑧PCR検査、抗原検査体制
 - ・PCR検査及び抗原検査能力：778検体/日 (12月以降)
 県保健環境科学研究所、浜田保健所、島根大学医学部附属病院
 - ・県内検査件数：13,515件 (2月15日公表時点)
 - ・変異株の疑いを確認するためのPCR検査を開始 (2月以降)

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置

年度	予算時期	項目	予算(千円)
R元	3月専決 (3月25日)	(1)生活福祉資金の特例貸付 (2)認可外保育施設等の感染拡大防止 (3)障がい児放課後等デイサービスの利用者の負担軽減 (4)感染症患者入院医療機関の設備整備支援 ※中小企業者等向け及び農業者・漁業者向けの制度融資 資金は3月専決に先立って制度創設	214,270
R2	4月専決 (4月30日)	(1)医療提供体制の強化 (2)学校における感染防止・臨時休業等への対応 (3)社会福祉施設等における感染防止対策 (4)県内経済を守る施策 (5)県民生活の支援 (6)県行政の体制強化	6,774,066

5月専決 (5月22日)	(1)PCR検査対象の拡大 (2)PCR検査体制の強化に向けた保健環境科学研究所の改修 (3)県立学校等における遠隔授業等の環境整備 (4)中小企業者等に対する相談体制の強化	724,345
6月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	16,391,101
7月専決 (7月31日)	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	6,214,448
9月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 (1)医療提供体制の強化 (2)学校等における感染防止・学習環境の確保 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 (1)県内経済を守る施策 (2)県民による県内消費を喚起する施策 (3)県内経済を回復させる施策 III. 県民生活の支援 IV. その他 (1)県行政の体制強化等 (2)県立施設の感染症対策	10,833,364
11月補正	【追加対策】 4,139百万円 I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 【減額補正等】 ▲482百万円	3,657,171
11月補正 (追加分)	無症状者等の宿泊療養施設整備事業	4,337

(4) 県民への要請（令和3年2月5日）

<p>県民の皆様へ、次のとおり要請します。（要請期間は令和3年3月7日まで）</p> <p>（都道府県をまたぐ移動について）</p> <p>1. 緊急事態措置の対象地域である、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県との往来を控えてください。</p> <p>特に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のように、保健所による積極的疫学調査の対象を限定することを実施又は検討している地域との往来は、極力、控えてください。</p> <p>この他に、北海道札幌市、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、広島県広島市、長崎県長崎市、熊本県、宮崎県、沖縄県などのように、都道府県から住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断してください。</p> <p>特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えてください。</p> <p>これらにつきましては、やむを得ない仕事や、就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。</p>

(基本的な感染症対策の徹底について)

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)」に注意し、引き続き
- (1) 「3つの密」の回避
 - (2) 「人と人との距離の確保」
 - (3) 「マスクの着用」
 - (4) 「手洗いなどの手指衛生」など、
- 基本的な感染症対策に取り組むようお願いいたします。

(飲食店の利用について)

3. 各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、
- (1) 「県外の方との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内・県外問わず、控えること
 - (2) 県外からの帰省など、県外の方が自宅に宿泊されたご家庭の方は、帰省者が戻られた後2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること
 - (3) 県外への帰省など、県外の方の自宅に宿泊された場合も、県内に戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること
 - (4) 飲食店の利用について、当面、
 - ① 飲食の際の人数を、9人以下として頂き、かつ、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅での宿泊をされた方は、2週間経過するまでは参加を控えること
 - ② 時間については1時間30分を限度とすること
 - (5) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用を控えること
 - ② 県内でも、県外の方との利用を控えることただし、いずれの事項も、鳥取県、そして生活(通勤、買物等)圏域を共通する広島県・山口県の一部地域については、県内と同様に扱うこととします。

(冬場の換気の実施について)

4. 冬期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」に示されたとおり、適切な室内環境(温度、湿度等)を維持しつつ、十分な換気を行うようお願いいたします。

(業種ごとのガイドライン遵守について)

5. 事業者におかれては、感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を、再度ご確認の上、実践いただきますようお願いいたします。

(イベント開催の目安について)

6. イベント開催の目安については、引き続き、「島根県の対応」により、対応をお願いいたします。

(接触確認アプリの活用について)

7. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ(COCOA)を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用をお願いいたします。

(事業所での接触低減の取組について)

8. 事業所においては、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行ってください。

(誹謗中傷や差別の防止について)

9. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎んでください。県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるよう、重ねてお願いします。

島根県でも、感染者が発生した店舗のうち、不特定多数の利用者がおられる店舗については、店舗の同意の頂いた上で、店名公表ささせて頂いております。

これは店舗を経営されている方にとりましては、店名公表による風評被害や経営悪化を覚悟の上で、県民の皆様への感染拡大防止のため、真摯にご協力頂いたものであります。

そういった店舗に対しての、誹謗中傷や心無い言動は厳に控えていただきますようお願いいたします。

県としましては、全国の感染状況等を注視し、国や他の都道府県、市町村、医療機関などと緊密に連携を取りながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、そして地域経済の回復などに全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。